

禪林辞書の成立とその典拠資料〔二〕

——『広本節用集』の場合——

木村 晟

一、はじめに

五山文学前後期を通じて、一貫して盛行した文芸活動として、詩聯の製作と漢籍の講釈の二つを挙げることができ。漢詩・聯句等に関しては既に屢説した通り、前期の虎関師鍊（二七八～一三四六）、中巖田月（一三〇〇～一三七五）、義堂周信（一三三五～一三八八）以降、後期の希世靈彦（一四〇三～一四八八）、月翁周鏡（一四一九～一五〇〇）、天隱龍沢（一四二二～一五〇〇）等の頃までは、詩型は前期の四六文から中後期の五言句へと、その文芸の主流は変遷したものの、詩文が旺盛に行はれてゐたことに変わりはない。他方の漢籍講釈もやはり前期の鎌倉時代末期から戦国時代にかけて、京都の南禅寺を始めとする五山と鎌倉の五山とが朱子学伝習の淵藪ともなり、禪林から博士家へと漸次浸潤して行つた。特に義堂門下の岐陽方秀（一三六三～一四二九）が『四書集注』に和訓を付

して講釈して以来、朱子学尊重の気運は頓に増大した。さうしてそれは博士家の学問所においては、清原業忠などは従来からの「五経古注」の外に「四書」を加へ、朱子注に依拠した訓読を行なつてゐる。さらにこの時期には歌学や古典注釈の方面でも名を挙げた一条兼良が『大学童子訓』を著作するやうになり、これもやはり朱子学の影響を受けてゐる。斯様な思潮の時代に、五山（建仁寺靈洞院の東麓軒）で編纂された『下学集』を基幹とはしつつも、『論語』『六韜』『文選』『三略』『古文真宝』『史記』『漢書』『後漢書』等々数多の漢籍を大幅に補入し、就中『論語』は九五二例も採録する程に重要視して、浩瀚本たる『広本節用集』が洵に有為な辞書として編纂されたことは、決して偶然とは言ひ難い。蓋し必然の営為であつたのである。

二、禅林辞書としての『広本節用集』

『広本節用集』は五山叢林で成立した伊勢本「節用集」であることは、先づ『下学集』をほぼ全面的に承けてゐることと、達磨禅師に関する記事や禅用語が多数採録されてゐること、漢詩や聯句の実作に資するために異名を極力多く掲載すること、等でも判る。しかしそれ以上に朱子学を重視する禅林で多用された漢籍が悉く具現する点からも諒とせられるであらう。本書を最初に辞書史研究の中で採り挙げられた山田忠雄先生は次の如く記されてゐる。

本書がかくための辞書というよりは、かくして語の用法をするための辞書であることをもがたるものでなければならぬ。またおなじかくためといつても日用の消息文のための実用上の目的に供せられるのみならず、さらに詩文作製のためにも合致するものをもつてゐるといふべきである。すなはちわれわれは本書のなかに非節用集的なものを感得するのであるが、（下略）（『橋本博士以後の節用集研究』）

この論文（『国語学』第5輯 一九五二年2月刊）で先生が謂はれる「非節用集的」の「節用集的」なるものとは、伊勢本略本系統の「節用集」のテキストを指すのであらう。然らば逆に「非節用的」なるものとは何か、先生の文章中からその解答を求めるならば、それはまさしく「詩文作製のためにも合致する」ことであらう。先生のこの「詩文作製のため」の要件の主たる事項を次に纏めてみると、

- (一) 『下学集』をほぼ全面的に引用する。
- (二) 詩聯の実作に必要な「国花合紀」の仮名書き（音訳漢字）を一〇六語も収録して韻字選択の幅を広げる。
- (三) 先行する『下学集』等の引用書に存せぬ「異名」を極めて多く補入して、韻字の選択肢を増大せしめる。
- (四) 『論語』、『六韜』、『文選』、『三略』、『古史真宝』、『史記』、『漢書』等の漢籍を多く引用し、かつ注文を詳細に付することに努めて、作詩の聯想に資するやうにしてゐる。

の四箇条が先づ挙げられる。これらは当然詩聯作製に供すべき編纂者の意図と捉へてよいであらう。また右の(四)は詩文作製の聯想のための他に、禪林で必須の漢籍学習、就中漢詩文の講釈のため、さらに朱子学学習のためといふ意図にも連関する。特に引例数の多い『論語』の受容が問題となる。

次に『広本節用集』の編者が、意識的に『論語』を「態芸門」の中に九五二例も引用した事実に関して触れておきたい。本書の標出語として登載せしめた語彙は別項に一覧した通りであるが、標出語の低位の語注の中に引用されたものも含めると、『広本節用集』の「態芸門」には『論語』が網羅的に受容されてゐると言つても過言ではない。畢竟、本書の「態芸門」は『論語』のコンテキスト方式の「総索引」を保有すると断すべきである。勿論本書における『論語』の標出語は「一字索引」の形式を採るので、例へば「君」も「君子」も同じ箇所纏められてはゐるが、それはこの辞書を検索する者には直ちに理會し得て、「君」が9例で「君子」が54例たることは一目瞭然で

ある。ただ問題となるのは、「君子」54例に対して「小人」が6例しか存せぬことである。これに対する私の解答は次の通りである。確かに標出語の語数のみ算へると「君子54」対「小人6」の比率になつてゐて、「総索引」と称するには当たらないであらう。しかし、吾人は標出語の下位に施せる注記をも含めて捉へねばならぬ。『広本節用集』においては、『論語』の引用が長文に亘るものが多いし、その章段全部を掲げることも稀ではない。従つて『広本節用集』所引の『論語』の引用文を読むことは、『論語』の本文を事項例（イロハ順）に基づいて読誦するに等しいのである。斯る意味において、吾人は本書の「態芸門」に『論語』の「総索引」を保有すると解釈するのである。斯様な観点からせば、標出語に「小人」が6例であつても、語注をも含めて読めば、「君子」54例と対応するだけ「小人」の用例は含まれてゐることが判然とする。委しくは後項に一覧する。

最後に本書に主要典拠として引用せられた『下学集』について触れることとする。今般の調査で扱つた『下学集』のテキストは『文明十一年本（文明永正本）』『前田本』『筑波大学本』『陽明本』『村口本』『亀田本』『榊原本』『春林本』『天文十三年本』『八行大本』『毛呂氏旧蔵九行本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』等であるが、特に『亀田本』を基本として進めた。その理由は諸本中で『広本節用集』に最もよく一致するのが『亀田本』系統本だからである。しかしながら、『亀田本』とても全面的に合致する訳ではないのである。『広本節用集』とは一見相当に距離があつて遠いと思はれる『川瀬博士旧蔵二冊本』や『丹表紙七行本』においてさへ、他本とは一致せぬ注文が、これら距離が感ぜられる二本のみが『広本節用集』の本文に合致する例も存在するのである。やはり、『広本節用集』の各部類毎の全用例に関して逐条調査を実施せねばならぬ所以である。本稿はそれを敢へて行なはうとするものである。

『広本節用集』の各々の部類(門)において、『下学集』の諸本中、『亀田本』が最もよく一致することは、先行研究に報告されてゐる処であるし、吾人も屢説したことであるが、全ての標出語・語注において全同ではあり得ない。かつまた、『亀田本』と一致する本文の箇所は、殆んどの場合、他の伝本の本文とも略同であることが多い。しかし『亀田本』のみが『広本節用集』に合致する用例も相応に見受けられる。例へば「草木門」の「蕨ワケ 薇ミ 伯夷叔斉ミ授ミ 薇人也(和部234-8)」の場合、『亀田本』は「伯夷叔斉採ミ薇人也 二字義同」とある。他本は「二字義同」または「二字同」にて「伯夷ミ一人也」が存せず。『広本節用集』と一致するのは『亀田本』のみである。『文明十一年本』にのみ見られる語注もまます。やはり「草木門」の「蕪カワラ 蔓草根也(加部258-3)」は『文明十一年本』にのみ標出語「蕪」があり、他本には存せず。「菜ナ(奈部435-2)」も同じく『文明十一年本』にのみ標出語が存して、他本には存せぬものである。『前田本』も同様に「五茄ウツコギ(字部469-8)」は『前田本』にのみ標出語「吾加」が見られ、他本には見受けられず。『春林本』も「天地門」の「國衙 諸國之府謂ミ之ミ」(古部653-4)でも注文「謂ミ之ミ」の部分など『亀田本』は「謂ミ之ミ之ミ」と小異を示すが、『春林本』は「謂ミ之ミ」と在つて『広本節用集』に一致する。『村口本』は、「草木門」の「温州橘ウシシキキツ 或温作ヲ雲ミ(字部469-8)」などは、『村口本』に「温或作ミ雲ミ」と注してゐて『広本節用集』と一致してをり、他本は一致せず。『丹表紙七行本』は略本系の伝本にて、『亀田本』等に比して語数が少なく、『広本節用集』と遠い関係にあると思はれ勝ちであるが、少からず一致する語注が見られるのである。例へば「草木門」の「枳カキ 在江南 則橘 在江北則枳(加部258-5)」などは『丹表紙七行本』には「枳カキ 江南 江北」より『広本節用集』に一歩近似する。同じく「梨花如ナ雪ミ」(奈部434-5)なども、他本が「梨花如雲」と作るのに対し、『丹表紙七行本』のみ「梨花如雪」と作つてゐて『広本節用集』に一致するのである。

三、神祇門第三

伊部6-7 伊弉諾伊弉冉尊 此二神有二女三男 即伊勢太神宮 日神 月神 西海宮蛭子三郎殿 出雲大社 素盞烏尊之父母神是也

〔亀田本〕19-7 伊弉諾伊弉冉尊 此二神有二女三男 即伊勢太神宮 日神 月神 西海宮蛭子三郎殿 出雲大社 素盞烏尊之父母神也 『下学集』の諸本「出雲大社 素盞烏尊之父母神也」に作るが、『丹表紙七行本』は「出雲國大社 素盞烏尊是也」と「是也」を付し『広本節用集』に近似する。ただし「出雲國大社」と「國」字を入れる点では『広本節用集』とも『下学集』の諸本とも小異を示す。

波部54-1 祝子 巫也

〔亀田本〕20-3 神主 祢宜 覲 祝子 『下学集』の『文明十一年本』『前田本』『春林本』『筑波大学本』『村口本』『榊原本』『陽明本』等は『亀田本』と同じく「覲」に作るが、『川瀬博士旧蔵二冊本』が「巫女」とする他、『丹表紙七行本』は「巫」を標出字として掲げる。「祝子」の注記は諸本共通して無注である。

波部54-1 最花 言取一切草木最初之花 献神故也 世俗作初尾也

〔亀田本〕20-6 最花 取一切草木最初之花 献神故云

『下学集』は諸本『亀田本』と同注であるが、『文明十一年本』と『天文十三年本』は語注末尾部分「故云」を「故云尔」に作る。また『丹表紙七行本』には標出語「最花」そのものを欠如する。

仁部86-5 贊 祭供

〔亀田本〕20-4 贊 祭供 『下学集』諸本は「祭供」、「祭供」の孰れかである。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「祭之

供」、『丹表紙七行本』には「祭供也」とある。

辺部112-8 幣帛

〔亀田本〕欠如。『文明十一年本』19-3 幣帛 『下学集』は『亀田本』を始めとする諸本に標出語存せず。

土部127-5 斗帳 掛_二佛神前_一帳也 或作_二戸帳_一非也

〔亀田本〕21-2 斗帳 神前_レ帳也 斗_レ字作_レ戸誤歟 『下学集』の諸本は大略『亀田本』と同注であるが、『文明十一年本』は語注の後半部が「斗字作_レ戸誤歟」とある。『丹表紙七行本』は語注が「神前又_レ仏前_レ之斗_レ作_レ戸誤也

小帳也 形如_レ覆_レ斗_一」となつてゐる。

土部127-5 鳥居 神門也 唐_二云_一華表_ト也

〔亀田本〕21-2 鳥居 唐_二云_一華衣 『下学集』の伝本は多く『亀田本』と同注であるが、『文明十一年本』には「唐_二云_一華表_ト也」と「也」字が存する。『天文十三年本』は「唐_二名_一華表_ト」。ただし、『広本節用集』の「神門也」は

諸本に見られない。『丹表紙七行本』には「鳥居」の標出語を欠如する。

知部159-3 鎮守伯 守護神 唐_二名_一大常卿 大常令

〔亀田本〕鎮守 伯 唐_二名_一太常卿 又_レ太常令 『文明十一年本』は「鎮守伯 唐_二名_一太常卿 又_レ大伯令」にて『八行大本』

も同じ。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「鎮守 神祇伯 唐_二名_一太常卿 又_レ太卜令」、『村口本』は「鎮守伯 唐_二名_一大常卿 又_レ太卜令」にて『天文十三年本』も同注。『毛呂氏旧蔵九行本』は「鎮守 伯 唐_二名_一太常卿 又_レ太卜令也」。『丹表紙七

行本』は「鎮守 伯唐_二云_一大常卿 又_レ大常令_ト也 掌_レ天神人鬼 地祇_レ之礼_一」又云「奉常_一 祠部_二祐大常_一 丞_レ副也」と長文の語注になつてゐて、他の伝本とは異なる。『広本節用集』の「守護神」の注記は諸本に存せず。

加部260-1 神樂 又作_二神遊_一

〔龜田本〕20-3 神樂 『下学集』は『丹表紙七行本』以外の諸本に標出語のみありて無注。『丹表紙七行本』は標出語も存せず。

加部260-1 〔種〕主 覡男 巫女 莊子曰 女曰巫覡

〔龜田本〕20-3 社務 神主 祢宜 覡 祝子 『文明十一年本』は「社務_{主神} 祢宜 大宮司 覡 八女 祝子 祝言 神子」とあり、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「社務_{賀茂八幡等} 神主 祢宜 祝子 神樂 巫女」。『丹表紙七行本』は「社務 巫 祝子」。『天文十三年本』は「社務 神主 祢宜 覡 祝子」、『前田本』『村口本』『毛呂氏旧蔵九行本』『榊原本』等も同じ。『広本節用集』が「巫」の注記に「莊子」を引用するのは独自の増補である。

太部334-1 手向 神供也 又山坂曰「一」亦起_ニ於神供_{ヨリ} 其義云 旅中山路 無_シ熟食之神供_一 手_ヲ折草木枝葉_ヲ 以備_ニ 神供_一 故呼_テ山坂_ヲ 云_ニ手向山_一也 有_レ倭歌_一 云 此旅幣取不_レ敢手向山 紅葉錦神随意々々云云

〔龜田本〕20-4 手向 神供也 又山坂曰「一」亦起_ル於神供_{ヨリ} 其義云 旅中山路 無_シ熟食之神供_一 或手折草木枝葉_ヲ 以備_テ神供_ニ 故呼_テ山坂_ヲ 云_ニ一_ト也 有_レ倭歌_一 云 此旅幣取_一 山 紅葉錦神随意々々 『下学集』の諸本は『龜田本』に略同注。『春林本』は語注末尾が「神随_{トアリ} 意也」とする。ただし『丹表紙七行本』の注文は『龜田本』と略同であるが、語注末尾に「神随_{トアリ} 菅公詠乎」と「倭歌」の作者名を記してゐる。

太部334-2 託宣

〔龜田本〕21-1 託宣 『下学集』諸本の中『榊原本』は『広本節用集』と同じ「託宣」であり、他は『龜田本』と同じ「託宣」である。『丹表紙七行本』には標出字存せず、この伝本は特異である。

楚部384-5 穰民將來 懸_ニ神符於衣袖_ニ 則縱雖_ニ死人_一 穰生來_ス 故云

〔龜田本〕21-1 穰民將來 懸_ニ神符於衣袖_ニ 則縱雖_ニ死人_一 穰生來_ル 故云 『下学集』の『春林本』『村口本』『丹表

紙七行本』は語注末尾部分が「故云_レル」となつてゐる。『文明十一年本』は「故云也」とある。

禰部426-1 禰宜 社人

〔龜田本〕20-3 祢宜 『丹表紙七行本』を除く諸本は全て「祢宜」。『丹表紙七行本』は標出語存せず。

奈部435-3 直禮

〔龜田本〕直禮 『下学集』は『丹表紙七行本』に標出語存せず、他の諸本は全て「直禮」（直礼）の標出語あり。

良部450-3 禮奠_{ライテ}

〔龜田本〕21-1 禮奠_{レイテン} 『下学集』諸本は「禮奠_{レイテン}」、「前田本」と『陽明本』は「禮奠_{レイテン}」と付訓する。

宇部467-2 宇賀神 福神

〔龜田本〕20-1 宇賀神_{福神} 『春林本』の注文は「福德之神也」、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「福之神也」。『丹表紙

七行本』には「此神尤依_モ人信_ニ与_レ福神也」と見られる。その他の伝本は『龜田本』と同注「福神」であり、『広

本節用集』に一致する。

久部500-6 回祿 火神也 或呼_ニ炎上_一云_ニ一_ト也

〔龜田本〕20-2 回祿 火神名也 故呼_ニ炎上_一云_ニ回祿_一 『文明十一年本』『春林本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『八行

大本』等の注記は「火神名也 故呼_ニ炎上_一云_ニ一_ト也」であり、『前田本』は語注末が「呼_ニ炎上_一云_ニ尔_一」。

久部500-6 俱生神 於_ニ冥府_一記_ニ善惡_一云_ニ一_ト

〔龜田本〕21-2 俱生神 於_ニ冥府_一記_ニ善惡_一之神也 『榊原本』は「於_ニ冥府_一記_ニ善惡事_一神」とする。『八行大本』

には「於_ニ冥府_一記_ニ善惡之_一神也」とある。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「於_ニ冥府_一起_ニ善惡_一水之神也」。

也部550-8 流鏑 神夏時 馬上射

〔龜田本〕20-7 流鏑 『下学集』で『龜田本』のごとく無注のテキストは他になく、『文明十一年本』の「馬上弓也」、または『前田本』のごとく「馬上弓」とする伝本が大部分である。而かるに『丹表紙七行本』の長文の語注「異本鏑流馬作 白雉年中田村柳宮為東夷征伐下向之時 諏訪大明神被廻射藝之妙術 田村奉勅鳴鏑射流給 賊徒忽退矣」とあるのは特異である。

計部590-4 競馬 五月五日賀茂祭礼也 盖擬支那競渡云々

〔龜田本〕20-7 競馬 五月五日事擬支那競渡 『春林本』の語注末尾部分は「擬支那之競渡也」、他の伝本は概ね『龜田本』と同注である。ただし『丹表紙七行本』は「五月五日支那作快龍船競渡日本表此義也」と注し、他本とは異なる。

計部590-4 靦巫 男云靦女云巫

〔龜田本〕20-3 靦 『下学集』は諸本『龜田本』と同じく「靦」（無注）であるが、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「巫女」のみにて「靦」は存せず。『丹表紙七行本』の標出語は「巫」のみである。『広本節用集』は「莊子」を引用。不部620-1 物忌令 書名

〔龜田本〕20-7 物忌令 書名 『文明十一年本』の注記は「書名」、『榊原本』は無注である。『丹表紙七行本』には標出語欠如する。

安部746-4 青幣 朔幣

〔龜田本〕20-4 青幣 白幣 朔幣 『春林本』は「青幣 白幣」にて「朔幣」が存せず。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「青和幣 白和幣 朔幣」、『毛呂氏旧蔵九行本』は「赤幣 白幣 朔幣」。他本は『龜田本』に同じ。

左部775-6 祭禮

〔龜田本〕 21-2 祭礼 『下学集』の諸本は全て標出語のみの「祭禮」〔無注〕である。

左部75-6 催馬樂 神歌也 樂名也

〔龜田本〕 20-7 催馬樂 神歌 『春林本』、『榊原本』、『丹表紙七行本』は語注「神哥也」とある。他本は『龜田本』と同注。

左部75-6 朔幣

〔龜田本〕 20-4 朔幣 『下学集』の諸本『龜田本』に同じ。ただし『天文十三年本』は「朔弊」に作る。

幾部812-6 貴布禰 或作「貴舩」

〔龜田本〕 20-1 貴布禰 布禰 或作舩 『春林本』は「布禰 或作舩也」とする。『文明十一年本』と「丹表紙七行本」以外の伝本は概ね『龜田本』と同注。『文明十一年本』は標出語・語注共に他本と異なる。即ち「廿二社」延喜式所定十六社也 所謂伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日 大原 埜 大神 石上 大和 廣瀬 龍田 住吉 丹生 貴布禰等是也 其後代々聖主 加吉田 廣田 梅宮 祇園 北野 日吉等大社 号廿二社 是秘説也」として、謂はゆる「二十二社」の一として「貴布禰」を含める。『丹表紙七行本』には「貴布禰 或作「貴舩」也 此神本朝成二男 女之媒也 昔有二夫 持二兩婦 詣本婦此神 咒咀 即有奇特 世人皆知之 不違枚拳」とある。

幾部812-6 急々如律令

神符上所書文也 言一切惡鬼魔事 皆行邪道者也 教誡之 曰「急々如律令 正道」律令法度也 又支文類集曰 律令雷邊捷鬼也云々 愚謂 支文類集音言 一切惡事 不 留蹤跡 可如律令 鬼疾去云云

〔龜田本〕 21-3 急々如律令 神符上所書之文也 言一切惡鬼魔事 皆行邪道者也 教誡之 曰「急々如律令」

可如律令疾去也云々 『龜田本』の語注は、『広本節用集』が「事文類集」とする二箇所を「事文類聚」

と作る以外は一致してゐる。『榊原本』『天文十三年本』は、『広本節用集』の「一切悪魔」の箇所が「一切悪魔」となつてゐる。また『前田本』は「一切悪魔事」に作る。『下学集』の他本は多く、『広本節用集』と同注。ただし『事文類聚』を『事文類集』に作るのは、『広本節用集』のみ。

之部915-4 白幣

〔亀田本〕20-4 白幣 『下学集』は『川瀬博士旧蔵二冊本』の「白和幣」以外は諸本『亀田本』と同じ（無注）。

之部915-4 社稷 守_ニ五穀_一神

〔亀田本〕20-3 社稷 守_ニ五穀_一神也 『文明十一年本』のみ「守_ニ五穀_一神」として『広本節用集』と一致する。

他の伝本『丹表紙七行本』『榊原本』『毛呂氏旧蔵九行本』『筑波大学本』『村口本』『春林本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『天文十三年本』『八行大本』『陽明文庫本』『前田本』等は『亀田本』と同注。

由部859-3 猶子 養子義也 一説 礼記曰 兄弟子 猶子 云此時意姪義也

〔亀田本〕23-3（人倫門）猶子 養子義也 礼記云 兄弟子 猶子 云此時意姪義也 『下学集』の『丹表紙七行本』は語注「養子母云垂義也 礼記云 兄弟之子 猶子 云意也」とある。『陽明本』は「養子義也 禮記云 兄弟之子——」。他本は『亀田本』に略同。

之部915-5 社務

〔亀田本〕20-3 社務 『下学集』の諸本中、『文明十一年本』は「社務 神主」と「神主」を語注（小字・割注）の位置に置く。他本は「社務 神主」と標出語の形で並列にする。ただし『丹表紙七行本』は「社務」の後に「神主」が存しない。また『川瀬博士旧蔵二冊本』は「社務 賀茂八幡寺」のごとく注文が存する。『天文十三年本』は「社務」と施訓し、「社稷」に牽引せられたと思しい例もある。

四、人倫門 第四

伊部7-1 醫師 自岐伯始也 又醫者同

〔龜田本〕23-7 醫師 『下学集』は『丹表紙七行本』を除いて、標出語「醫師」(無注)が存する。『八行大本』は「醫師」に作る。『天文十三年本』は傍訓「クスシ」。『丹表紙七行本』は標出字存せず。

波部54-3 官 門跡奉候人 『下学集』の諸本、『天文十三年本』と『丹表紙七行本』を除く他本は『龜田本』に同注。『天文十三年本』は「門跡司候人」、『丹表紙七行本』は「門迹伺候人也」と注記する。

波部54-6 匠 飛驒流人

〔龜田本〕24-2 番匠 飛驒人之流 『下学集』は『前田本』『天文十三年本』『毛呂氏旧藏九行本』『八行大本』に「飛驒人之流也」とあり、『文明十一年本』『榊原本』『陽明本』『村口本』『春林本』『筑波大本』『川瀬博士旧藏二冊本』等は『龜田本』に同じ。『丹表紙七行本』は「飛驒工云人流也」とある。ただし『村口本』の「流」の傍訓は「ナガレ」であり、「タグイ」ではない。

仁部86-6 女御 皇后

〔龜田本〕22-4 女御 皇后 『下学集』は『丹表紙七行本』を除いて諸本『龜田本』と同注。ただし『毛呂氏旧藏九行本』のみ標出語の傍訓を「ニヤウコ」と開音の表記にする。『丹表紙七行本』には標出語存せず。

辺部113-1 陛下 指天子 階也

〔龜田本〕22-1 陛下 指天子 階也 『下学集』の諸本『龜田本』に同じ。ただし『前田本』と『毛呂氏旧藏九行本』は標出語「陛」で「下」を欠如する。また『天文十三年本』の注文は「指天子 階 階」である。

土部127―6 遁世人

〔龜田本〕25―1 遁世人 『下学集』は『春林本』を除いて、諸本は全て『龜田本』と同じく標出語（無注）のみ。
『春林本』には「遁世人 遁与遜也」のとき注記を有する。

知部159―5 聴叫 禪律使令

〔龜田本〕25―3 喝食 行堂 行者 聴叫 以上四禪律使令 『下学集』の『天文十三年本』『前田本』『榊原本』『陽明本』等は語注「以上四禪律之使令」となつてゐる。『丹表紙七行本』のみ特異で「聴叫 仕丁 使令之夫也」と作る。蓋し「聴叫」は無注である。『八行大本』の注文は「以上四禪律之使令也」とある。『筑波大本』は「已上四禪律之使令」にて、「村口本」は「以上三禪律之使令」として、標出語に「喝食」が存せず。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「已上四者禪律之使令」。『文明十一年本』の「以上四禪律三使令」の「三」は「之」の字体相似による誤写か。『龜田本』が『広本節用集』に最も近い。

知部159―6 〔適〕女 〔適〕子

〔龜田本〕22―6 嫡子 嫡女 『下学集』の諸本は『榊原本』と『丹表紙七行本』を除いて、全て『龜田本』と同じである。『榊原本』は「嫡女 嫡子」の順で『広本節用集』に同じ。『丹表紙七行本』は「嫡女」とあるが、これは結局『龜田本』等に近いこととなる。

利部189―7 柳營 指將軍家也 起於漢周亞夫之故吏

〔龜田本〕22―5 柳營 指將軍家也 起於漢周亞夫之故事 『下学集』の諸本は『龜田本』に略同。ただし『丹表紙七行本』は「指將軍家起漢周亞夫之細一一故事云」と在り、『榊原本』は「指將軍家也起於漢周亞夫之故吏ヨリ也」となつてゐる。

奴部200―8 塗士 又作「塗師」職人

〔亀田本〕24―2 塗師 漆人 『下学集』の『天文十三年本』は「塗師」(無注)である。『丹表紙七行本』には標出語自体も存せず。他の諸本は『亀田本』に同じ。

遠部210―7 御曹子 或子作レ同

〔亀田本〕22―6 御曹司 『下学集』の『丹表紙七行本』と『村口本』とは「御曹子」に作る。他本は「御曹司」。

遠部210―8 祖父

〔亀田本〕22―7 祖父 『下学集』の諸本「祖父」(無注)である。

遠部210―8 叔父 父弟

〔亀田本〕23―3 叔父 『下学集』はこれも諸本「叔父」(無注)である。

遠部211―1 姨母 姪甥

〔亀田本〕23―3 姨母 姪甥 二字義同 『下学集』は『丹表紙七行本』が「姨母 徒 姪甥」(無注)とする。

『榊原本』は「姨母 姪甥」(無注)である。他本は『亀田本』に同じ。

遠部211―1 翁叟 孝与叟同

〔亀田本〕24―7 翁叟 二字義同 『下学集』の『丹表紙七行本』は「叟翁」(無注)である。『榊原本』は「翁人 二字義同」、他本は『亀田本』に同じ。

和部235―6 〔巻〕 黨

〔亀田本〕23―6 若黨 『下学集』の諸本は『亀田本』に同じ。

加部260―2 考妣 生ルヲ曰「父母」ト 死曰「考妣」ト

〔龜田本〕22―7 考妣 生曰父母_ト 死曰老妣_ト 『下学集』の『村口本』のみ「考妣」（無注）となつてゐる。『八行大本』の語注は「生曰父母 死々々云」、『天文十三年本』は「生曰父母_ト 曰孝妣_ト也」とする。他本は『龜田本』に同じ。

加部260―2 喝食 毛頭 又云尊丈

〔龜田本〕25―2 喝食 『下学集』は『丹表紙七行本』と『村口本』に標出語存せず。他本は「喝食」（無注）で『龜田本』に同じ。

加部260―4 鍛冶 打鐵造_レ器者也 日本俗以_二此_一二字_ヲ 作_二假治_一音_ニ大誤也 盖以_二字形_一相似_二欵_一字_ニ已_レ別_ニ而_レ音亦別也 可_レ辨也 雖_レ然就_レ錯_レ今不_レ可_レ改者也

〔龜田本〕24―1 鍛冶 打鐵造_レ器者也 日本俗以_二此_一二字_ヲ 呼作_二假治_一音_ニ大誤也 盖以_二字形_一相似_二欵_一字_ニ已_レ別_ニ亦別也 可_レ辨_レ之 『下学集』諸本の語注の後半部（特に末尾）に異同が認められる。『前田本』は「可_レ弁_レ之也」と最末尾に「也」を付す。『丹表紙七行本』は「盖以_二字形_一相似_二也_一 大誤也 二字共音各別也」となつてゐて「可_レ辨_レ之」が存しない。他本は『龜田本』に略同。『広本節用集』の「雖_レ然就_レ錯_レ今不_レ可_レ改者也」は『下学集』に存せず、独自の補入によるもの。

加部260―5 楳取 楳或作_レ梶 日本俗説

〔龜田本〕24―5 楳取 一或作_レ梶_ト 日本俗説也 『下学集』の『天文十三年本』は語注後半部が「日本俗説_{ナリ}」となつてゐて『広本節用集』に一致。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「楳俗作_レ梶」とあつて、後半部に「日本」が含まれてゐない。『丹表紙七行本』は「楳取」（無注）であり、特異である。

加部260―5 海賊 舟人自_レ梶原_一始 強盜 或作_レ強黨

〔亀田本〕 24-5 海賊 強盜 『下学集』の『春林本』には標出語「海賊」(無注)のみありて「強盜」は存せず。

『丹表紙七行本』は逆に標出語「強盜」(無注)のみありて「海賊」が存しない。その他の諸本は『亀田本』に同じ。
加部 260-6 壁塗

〔亀田本〕 24-2 壁塗 『下学集』の『丹表紙七行本』に標出語存せず。他の諸本は『亀田本』に同じ。

太部 334-5 垂乳根 或云胎羅血根 倭語父云^フ垂乳父^ト 母云^ハ垂乳妻^ト也

〔亀田本〕 23-1 垂乳根 父母^ノ聡名也 或父云^ハ垂乳夫^ト 母云^ハ垂乳妻^ト也 『下学集』の諸本は略同で、『八行大本』の後半部が「母^ヲ垂乳妻曰也」となつてゐる。『丹表紙七行本』は「父母^ノ聡名 父曰^ハ垂乳夫^ト 母曰^ハ垂乳妻^ト也」とある。『村口本』は後半部「母云^ハ垂乳妻^ト」。他本は『亀田本』に同じ。

礼部 374-8 伶人 樂人 千字文注曰 伶倫伐^ツ竹造^テ管吹^レ之 因号^シ樂人^ト 曰^ハ伶人^ト也

〔亀田本〕 24-7 伶人 樂者 『下学集』の『丹表紙七行本』は「伶人」(無注)。他本は「伶人 樂人」にて、「千字文注曰」以降は『広本節用集』独自の補入。

礼部 374-8 獵師 『下学集』の諸本は全て「獵師」(無注)である。

曾部 385-1 息女

〔亀田本〕 22-7 息女 『下学集』の諸本はやはり「息女」(無注)である。

奈部 435-4 内親王 指^ハ皇女 或帝之姉妹 伯母等^ヲ也

〔亀田本〕 22-3 内親王 指^ハ皇女 或帝之姉妹 伯母等^ヲ 『下学集』は『文明十一年本』と『天文十三年本』とが

「指^ハ皇女 或帝之姉妹 伯母等也」にて『広本節用集』に一致する。『丹表紙七行本』は「皇女 或曰^ハ帝姉妹等也」

とある。

良部450―4 〔應〕 儻 或作「郎徒」又作「郎等」

〔龜田本〕23―6 郎等 等或作徒 『下学集』の『陽明本』は注文「等或作徒」と作る。『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』は「郎等」(無注)である。他本は「龜田本」に同じ。ここは『広本節用集』と用字が異なる。

牟部460―2 婿 髻 世俗常用「此字」

〔龜田本〕23―4 婿 俗間作「髻」歟 『下学集』の『丹表紙七行本』は「婿 俗間作「髻」也」とし、『村口本』は注文「俗作「髻」歟」。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「俗間作「髻」誤歟」とする。他本は「龜田本」に同じ。

宇部471―3 祖母 父母母也

〔龜田本〕22―7 祖母 『下学集』の『文明十一年本』『丹表紙七行本』を始め、殆んどの伝本が「祖母」(無注)で『広本節用集』の傍訓と一致する。ただし『毛呂氏旧蔵九行本』『八行大本』等は無訓。『天文十三年本』は「祖母」など傍訓が倒錯してゐる。

久部500―8 吳綾 又吳服 綾服 織綾者也 自「吳國」至「日本」故云「一」也

〔龜田本〕25―3 吳綾 織綾者也 自「吳國」至「日本」故云「一」 『下学集』の『天文十三年本』は「織綾者也 自「吳國」至「日本」故云「一」也」、『丹表紙七行本』は語注後半部が「自「吳國」来「日本」故云「一」也」とあり、独自の注文になつてゐる。『文明十一年本』は後半部が「自「吳國」至「日本」故云「一」也」となつてゐて、『丹表紙七行本』に通じる語注である。多くの伝本は『春林本』『八行大本』『前田本』等のごとく注記後半部が「自「吳國」至「日本」故云「一」也」となつてゐる。『広本節用集』の後半部もこれを承けて同注となつてゐる。

久部501―1 鰥寡孤獨 孟子曰 老而无妻曰鰥 老而无夫曰寡 幼而无父曰孤 老而无子曰獨也

〔龜田本〕23―4 鰥寡孤獨 孟子云 老而无妻曰鰥 老而无夫曰寡 幼而无父曰孤 老而无子曰獨也

『下学集』は『榊原本』『毛呂氏旧蔵九行本』『春林本』『陽明本』『文明十一年本』『天文十三年本』『八行大本』も『龜田本』と同じく語注末尾が「日獨也矣」と「矣」を付す。ただし『前田本』『筑波大本』『村口本』『丹表紙七行本』等には「矣」字を有せず。

久部501-2 醫師

〔龜田本〕23-7 醫師 『下学集』諸本中、『丹表紙七行本』は標出語存せず。『文明十一年本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『村口本』『筑波大本』『春林本』『榊原本』等は「醫師」、「八行大本」は「醫師」。『前田本』『陽明本』は「醫師」（無訓）である。『広本節用集』と同じ傍訓の伝本は『天文十三年本』の「醫師」である。

也部556-1 養父 一母

〔龜田本〕23-1 養父 養母 『下学集』の『春林本』『筑波大本』は語順が「養母 養父」。『榊原本』には「養母」は存するが、「養父」は存せず。『丹表紙七行本』は「養父」「養母」共に存せず。『八行大本』は「養母」は「垂乳根」の直後に、「養父」はそれより三語後に置き位置が離れてゐる。他本は『龜田本』に同じ。

也部556-2 奴原

〔龜田本〕23-6 奴原 『下学集』の諸本に存する。ただし『陽明本』は「奴原」（無訓）、『丹表紙七行本』は傍訓が「アツハラ」に作られてゐる。他本は『龜田本』に同じ。

也部556-2 鰥 寡

〔龜田本〕23-4 鰥 寡 『下学集』の標出語は諸本略同である。

也部556-1 山伏 或作 山臥 是即役行者末流也

〔龜田本〕25-2 山臥 臥 或作伏也 役行者流 『下学集』の『丹表紙七行本』は「或臥伏作 役行者末流也」とあ

り、『広本節用集』に近似する。『村口本』は「臥或作伏 役行者流也」と「也」を付する。『前田本』は「臥或作伏也 役行者之流」とあり、『毛呂氏旧蔵九行本』『榊原本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『陽明本』等も略同。『文明十一年本』『天文十三年本』『八行大本』は「臥或作伏也 役行者之流也」にて、『村口本』に近い。『筑波大学本』は「臥或作伏 役行者流」である。

末部 568-2 儲君

〔亀田本〕 22-2 儲君

『下学集』の諸本も傍訓の差異を別にすれば、同じ標出語（無注）になつてゐる。

末部 568-2 継父 一母

〔亀田本〕 23-2 継母 『下学集』の『榊原本』は「継母」（無注）、他本は『亀田本』と略同の「継母」である。「継父」は『下学集』の諸本に存せず。

末部 568-3 蒔繪師 職人

〔亀田本〕 24-3 蒔畫師 『下学集』は『丹表紙七行本』のみ標出語存せず、他本は『亀田本』に同じ。『広本節用集』は「繪」であるが、『下学集』は「畫」に作る。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「蒔画師」にて、略体字「画」に字体が近い。

計部 590-5 月卿 公卿也 君 諭 日 臣 諭 月 故云 尔 三位 已上 云 一 也

〔亀田本〕 22-6 月卿 公卿也 君 諭 日 臣 諭 月 故云 尔 『下学集』は『丹表紙七行本』が「公卿之君 諭 日 臣 諭 月 故云 尔」と語注の冒頭部分を「公卿之君」に作る。他本は『亀田本』と略同。

計部 590-5 継父 一母 一子

〔亀田本〕 23-2 継母 『下学集』は「末部 568-2 継父 一母」の項に示したごとく、多くの伝本に「継母」のみ存

して「継父」は見受けられない。「継子」は『文明十一年本』に「継母 継子」とあるのが『広本節用集』に最も近い。『春林本』は「人倫部」末尾の補入部分「伯父 伯母」に続けて「継子」を置く。

計部590-6 傾城

〔亀田本〕24-4 傾城 『下学集』諸本に標出語（無注）が存する。

計部590-6 下司 或云下山人又下死人解死人

〔亀田本〕23-5 下司 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『前田本』『榊原本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『天文十三年本』『村口本』『陽明本』『筑波大学本』『八行大本』等の諸本は『亀田本』と同じであるが、『丹表紙七行本』

のみこの標出語を欠如する。

不部620-2 父母

〔亀田本〕22-7 父母 『下学集』の多くの伝本は傍訓「フホ」または無訓であるが、『村口本』『八行大本』の傍訓

は「フモ」である。特異なのは『丹表紙七行本』で標出字が存しない。

古部655-6 姑射山 指仙洞也 祝而以謂院居也

〔亀田本〕22-1 姑射山 指仙洞也 祝而以謂院居也 『下学集』の『天文十三年本』は

「指仙洞也 仙人所居也 祝以謂院居」と末尾の「也」がない。『丹表紙七行本』は「指仙洞 仙人所居也 祝以謂院居」と「」がなく小異が見られる。『文明十一年本』は「指仙洞也 仙人所居也 祝以謂

院居也」と末尾に「云々」がある。他本は『亀田本』に略同。

古部655-6 公主 帝之女也 後漢書云帝之正嫡曰公主云々 正嫡云后也

〔亀田本〕22-4 公主 帝之女 『下学集』の『文明十一年本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』等は「帝之

女也」と「也」を付する。他本は『亀田本』に同じ。『広本節用集』の「後漢書」の引用は独自の増補。

古部 655-8 後家 又云「后室」
女寡

〔亀田本〕 23-2 後家 後室 『下学集』の『丹表紙七行本』は標出語「後室」のみ存し「後家」がない。『春林本』

は語順が「後室 後家」の順。他本は『亀田本』に同じ。また『下学集』の諸本に語注は存せず。

古部 656-2 兄部 力者中頭

〔亀田本〕 25-3 兄部 力者頭 『下学集』の『天文十三年本』は「兄部 力者也」、『文明十一年本』は「兄部

力者之頭」、『川瀬博士旧蔵一冊本』『春林本』は「兄部 力者之頭也」、『八行大本』『前田本』と『村口本』は「兄

部 力者頭也」などと小異が見られる。『筑波大学本』『毛呂氏旧蔵九行本』『榊原本』は『亀田本』に同じ。『丹

表紙七行本』は標出語存せず。

古部 656-3 興昇 或作「一搦」

〔亀田本〕 24-3 興昇 『下学集』の諸本に標出語（無注）は見られる。

江部 699-7 繪師 畫書職人

〔亀田本〕 24-2 繪師 『下学集』の『丹表紙七行本』に標出語存せず。他本は標出語（無注）のみ存せり。

江部 699-7 穢多 屠兒 河原者

〔亀田本〕 24-4 穢多 屠兒也 河原者 『下学集』の『天文十三年本』は「屠兒也 河原者云也」、『川瀬博士旧蔵二

冊本』は「屠兒 俗云河原之者」、『八行大本』は「屠兒也 河原者也」。他本は『亀田本』に同じ。

天部 714-1 帝業 一王 共指「親王」

〔亀田本〕 22-3 天枝帝業 共指「親王」 『下学集』の『前田本』に「共東親王」とある他は、諸本『亀田本』に

同じである。

天部74-4 嫡子テキシ

〔亀田本〕22-6 嫡子チカシ 『下学集』の『丹表紙七行本』に「嫡チカシ女」とある。他本は『亀田本』に同じ。

安部74-5 行堂アンダウ 或云ニ行者淨人ニ一者ニ共ニ禪律ニ使令也

〔亀田本〕25-2 行堂アンダウ 行者 『下学集』は『榊原本』に「行 行者」とあり標出字の「堂」を脱したものと思

はれる。『天文十二年本』『丹表紙七行本』には「行堂」のみにて「行者」が存せず。他本は『亀田本』に同じ。

安部74-6 姉アネ 異名令姉 女兒

〔亀田本〕23-4 姉アネ 『下学集』の『八行大本』（「姉」のみで「妹」を欠く）を除いて多くの伝本に「姉 妹」と

併記せられてゐる。

左部75-7 盲頭メウダウ 盲目琵琶法師 或頭作ニ等ト

〔亀田本〕24-5 座頭ザトウ 琵琶法師 『下学集』の『前田本』と『八行大本』は「琵琶法師也」と「也」を付す。『川

瀬博士旧蔵二冊本』の語注は「琵琶法師也 檢校勾頭コウトウ等也」と他本より詳しい記事になつてゐる。他本は『亀田本』

に同じ。

左部75-8 宰領 荷物運送ル人警固ヲ

〔亀田本〕25-4 宰領 運送付人名也 『下学集』の『亀田本』以外の伝本はこの語を欠如する。『亀田本』に存す

ることは注目に値する。

幾部813-1 皇キミ 公キミ 君キミ

〔亀田本〕22-1 皇スヘラキ 天子 『下学集』の『丹表紙七行本』の語注は「天子也」、他本は『亀田本』に同じ。

幾部813 一 姫キザキ 或作_レ后

〔龜田本〕 23 一 4 妃ヒメ 姫ヒメ 二字同 『下学集』の『丹表紙七行本』は「姫 妃也」、他本は『龜田本』と略同。

之部915 一 6 一主 從

〔龜田本〕 23 一 6 主シユウシツ 從 『下学集』の『文明十一年本』は「主シユウシツ從」、『春林本』は「主シユウシツ從」等と傍訓の表記の差異は見られるが、諸本に標出語は存する。

之部915 一 7 親王 指_二皇子_一 或帝之兄弟叔父等也

〔龜田本〕 22 一 2 親王 指_二皇子_一 或帝之兄弟叔父等也 『下学集』の『文明十一年本』と『丹表紙七行本』の語注

は「指_ス皇子_一 或帝之兄弟叔父等也」とあり、『川瀬博士旧藏二冊本』は「指_二皇子_一 或帝之昆弟叔父等_二云」とある。その他の伝本は『龜田本』と同じ。

之部915 一 7 准三后 略_{シテ}云_二准后_ト也 三后者 皇太后宮祖母也 皇后宮國母也 中后宮也 又云_二准三宮_ト

〔龜田本〕 22 一 4 准三后 又ハ略_{シテ}云_二准后_ト也 三后者 皇太后宮祖母也 皇后宮國母 中后后 又云_二准三宮_ト 『下学

集』の『丹表紙七行本』は「又畧_{シテ}云_二准后_ト 三后 皇太后宮祖母也 皇后宮國母 中后后 又云_二一_ト也」と末尾に「也」を付す。『天文十三年本』は「又稱_二准后_ト 三后 太皇太后宮祖母 皇太后宮國母 皇后宮后之稱也」と「云」を「稱」にしてゐる。他本は『龜田本』と略同である。

之部916 一 一 匠シヤク 或作師聖 一 範 一 弟 一 資 師弟之義也 古語云_二善人資_ハ不善人_一 不善人資_ハ善人_一也

〔龜田本〕 24 一 7 師匠シシヤク 師資シシヤク 師弟義也 古語云_二善人_ハ不善人_ノ之資_ハ 不善人_ハ善人_ノ之資也 『文明十一年本』は「古語

云_レ」の箇所を「古詩曰」、「陽明本」は「古詩云」に作る。『天文十三年本』は語注末尾が「不善人善人之_一云」とする。『丹表紙七行本』は語注後半部分で「古語曰_二善人_ハ不善人_ノ師也 不善人_ハ資也」とするが、「不善人師」の「師」

は「資」の同音による通用か。他本は『亀田本』に略同である。

部916-3 緇素 緇僧義 素俗義

〔亀田本〕24-7 緇素 僧俗也 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『村口本』『八行大本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『筑波大学本』『榑原本』等の注記は「僧俗義也」で、『陽明本』は「僧俗義」となつてゐる。『天文十三年本』は「僧谷」とあり、「谷」は「俗」の省文。『毛呂氏旧蔵九行本』も「僧俗」。『丹表紙七行本』は「緇者僧 素者俗」と作り、『広本節用集』に最も近似する。

部916-4 儒者 唐学文而讀書者也 異名翰林縫掖孔門聖徒鳳毛

〔亀田本〕23-5 儒者 唐学文書共ヨム物也 『文明十一年本』『毛呂氏旧蔵九行本』『天文十三年本』『榑原本』『筑波大学本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『陽明本』『村口本』『八行大本』等の多くの伝本に標出語のみ存し無注となつてゐる。『丹表紙七行本』の注文は「文者義也」で、『亀田本』が『広本節用集』に最も近い。

部916-7 白拍子 妓女 後鳥羽院時 歌舞而銜賣女色者也

〔亀田本〕24-4 白拍子 歌舞而銜賣女色者 『下学集』の『文明十一年本』には「歌舞而銜賣邊者色」と作る。「邊」は「色」に置換すべきものと解すべき符号が見られる。「色」と「邊」の草書体が相似するために生じたもの。『村口本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『筑波大学本』『丹表紙七行本』等には注文「歌舞銜賣女色者也」と末尾に「色」を付する。他本は『亀田本』に同じ。

部916-8 唱門師 金口打也

〔亀田本〕24-4 唱門師 金鼓打 『下学集』の『文明十一年本』の語注「打金鼓者」、「春林本」は「金鼓打也」である。『丹表紙七行本』は「金鼓打類也」となつてゐる。而かるに『天文十三年本』は「金口打」と『広本節用集』

と同じ「金口」になつてゐて最も近い。『陽明本』も語注が「金口鼓」と「金口」が「金鼓」たることを指示する。『八行大本』は標出語存せず。その他の伝本は『龜田本』に同じ。「打」

之部 917-1 〔卷〕 廳 使令之夫也 或作「仕丁」也

〔龜田本〕 23-2 使廳 『下学集』は『龜田本』を始め諸本「人倫門」末尾部分に「仕丁使令夫也」(25-3)が存する。ただし『文明十一年本』『天文十三年本』『筑波大学本』『榊原本』等は「使令夫」にて「也」を付せず。

比部 1031-7 姫君 又作「姬公」妃君

〔龜田本〕 22-5 妃君 『下学集』の諸本「妃君」といふ標出語はあるが、語注は存せず。

毛部 1065-8 物夫

〔龜田本〕 23-6 物夫 武士 『下学集』の多くの伝本は『龜田本』に同じ。ただし『川瀬博士旧蔵二冊本』は「武士」、『丹表紙七行本』は「兵」物夫 武士也」とし、他本が「公文 物夫 武士」とするのは異なる。

世部 1081-2 青圍

〔龜田本〕 22-5 青圍 東宮 『下学集』の『八行大本』と『丹表紙七行本』は「東宮也」と「也」を付す。他本は『龜田本』に同じ。

世部 1081-2 先考 位牌曰「死」父「書」之也 〔卷〕 妣 同曰「死」母

〔龜田本〕 23-1 先考 位牌曰「父書」之 先妣 位牌曰「母書」之 『下学集』諸本でこの二語を有するのは『龜

田本』のみ。

寸部 1123-3 皇 天子

〔龜田本〕 22-1 皇 天子 『下学集』は『丹表紙七行本』のみ語注「天子也」、他本は『龜田本』に同じ。

寸部 1123 3 芻蕘^{スウゼウ} 芻刈^ル草者^ヲ 蕘採^ル柴者^ヲ 毛詩詢^ニ于一^ニ

〔亀田本〕 24 6 芻蕘^{スウゼウ} 一刈^ル草者^ヲ 一採^ル柴者^ヲ 毛詩詢^ニ于一^ニ 『下学集』の『春林本』は同注であるが、「一刈^ル草

者一採^ル柴者^ヲ 毛詩詢^ニ于一^ニ矣」と文末に「矣」を付す。『丹表紙七行本』は「芻刈^ル草者^ヲ 蕘採^ル薪者^ヲ也 毛詩詢^ニ于一^ニ」と小異が見られる。『筑波大学本』は「一刈^ル草者^ヲ 一採^ル柴者^ヲ 毛詩詢^ニ于一^ニ」芻字是也」と末尾に補入がある。また「紫」は「柴」の字形相似による誤写。他本は『亀田本』と略同である。

五、家屋門第七

伊部 5 1 殷富門 禁裡十二門内 西面 偉鑑門 同北面也

〔亀田本〕 38 1 殷富門 以上西面 『下学集』は「大内十二門」として「陽明門・待賢門・郁芳門・美福門・朱

雀門・皇嘉門・談天門・藻壁門・殷富門・安喜門・偉鑑門・達智門」の一二門を列記する。これは『拾芥抄』中巻の「宮城部第十九」を典拠にしたものである。

伊部 5 3 礎^{イシズエ} 礎^同 礎^同 礎^同 三字義同 柱下石也

〔亀田本〕 40 3 礎^{イシズエ} 礎^同 礎^同 礎^同 二字義同 『下学集』は「前田本」に標出語が存せず、また『丹表紙七行本』が「礎^{イシズエ}」

（無注）とする以外、多くの伝本は大同であるが、『春林本』の注記は「二字同義」であり、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「二字同」である。他本は『亀田本』に同じ。

波部 51 4 破風^{ハハフ}

〔亀田本〕 40 4 破風^{ハハフ} 『下学集』は『丹表紙七行本』に欠如する以外、他本は『亀田本』に同じ。

波部 51-5 階隠ハシガクシ

〔亀田本〕 38-6 階隠 『下学集』の諸本に全て存する。

波部 51-5 埴生ハニラノ小屋コヤ 万葉作ハニラノ赤土コヤト小屋コヤト 土民所居也〔亀田本〕 39-6 埴生ハニラノ小屋コヤ 土民所居 『下学集』の『丹表紙七行本』のみ「賤人居所」となつてゐて、『川瀬博士

旧蔵二冊本』は「民屋也」である。その他の伝本は『亀田本』に略同である。

保部 94-8 鳳闕ホウケツ 指指ス禁裡ホウケツ也 北闕ホウケツ 同上〔亀田本〕 38-2 鳳闕ホウケツ 指指ス禁裡ホウケツ 禁掖ホウケツ 上同 北闕 上同 『下学集』の『文明十一年本』は「鳳闕 指指ス禁裏ホウケツ」禁掖 指指ス禁裏ホウケツ 北闕 指指ス禁裡ホウケツと「上同」または「同上」とせずに一語一語に注記を施す。『天文十三年本』『八行大本』も「鳳闕 指指ス禁裏ホウケツ 禁掖 指指ス禁裏ホウケツ 北闕 指指ス禁裏ホウケツである。『榊原本』は「鳳闕 指指ス禁裏ホウケツ 禁掖 北闕各同上」と略同であるが表記に小異がある。『筑波大学本』も「鳳闕 指指ス禁裏ホウケツ 禁掖 同 北闕 同」、『前田本』は「鳳闕 指指ス禁裡ホウケツ 禁掖 掖ハ指指ス禁裏ホウケツ 北闕 同」である。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「北闕 同上」と作り、「闕」を「闕」と誤写。『村口本』は「鳳闕 指指ス禁中ホウケツ」とあり「禁掖 同上 北闕 同上」とする。『陽明本』は「鳳闕 禁掖 北闕 以上皆指指ス禁裏ホウケツ」とある。『丹表紙七行本』のみ「北闕 大内」にて「鳳闕」「禁掖」は欠如する。辺部 112-4 塀ヘイ

〔亀田本〕 39-1 塀 『下学集』の『川瀬博士旧蔵一冊本』『丹表紙七行本』は「屏」に作る。他本は「塀」。

辺部 112-4 竈ヘツイ

〔亀田本〕 38-6 竈 『下学集』の多くの伝本の傍訓は「カマド」、『毛呂氏旧蔵九行本』は「カマ」である。

土部 125-7 東司トヨス 天竺辞也 又云「圃司」。

〔亀田本〕 39―2 西浄^{セイシヤウ} 東司 厠 即東司也（下略） 39―4 僧厠^{ニテ} 律家呼^{ニテ}東司云^ニ一^ト 『下学集』の標出字に「東司」は存せず。『丹表紙七行本』は「厠」と「僧厠」は存するが、「西浄」存せず。

土部 125―8 闕^{トシキミ} 闕同 戸限

〔亀田本〕 39―7 闕^{トシキミ} 戸限 『下学集』の多くの伝本は「闕 戸限」に作る。『丹表紙七行本』は「闕^{トシキミ}」

知部 155―4 帳臺^{チャウダイ} 或作「帳内」^ト 倭俗奥室

〔亀田本〕 38―6 帳臺 『下学集』の諸本に「帳臺」（無注）が存する。

知部 155―4 亭^{チン} 訓云 阿波羅耶^{アハラヤ}

〔亀田本〕 38―7 亭^{チン} 『下学集』の諸本に見受けられるが、『文明十一年本』は行間の書入れ部分に補入する。ただし『下学集』に注記は存せず。

奴部 200―3 塗籠^{ヌリコメ} 土民所^{ツミノ}居^イ

〔亀田本〕 38―6 塗籠^{ヌリコメ} 土民所^{ツミノ}言 『下学集』の『榊原本』は「土民所」である。『川瀬博士旧蔵二冊本』には標

出語存せず。而かるに『丹表紙七行本』は「土民之所居也」にて『広本節用集』に最も近い。他は『亀田本』に同じである。

遠部 210―1 欄^{ラン} 檻^{カウケン} Y 晚遲蔓^{ワシマ} 於波志摩^{アハシマ} 迂墜志波^{ウヱシマ} 合紀

〔亀田本〕 40―4 欄干^{ランカン} 高檻^{カウケン} 檻^{カウケン} 『下学集』の『文明十一年本』『川瀬博士旧蔵二冊本』には語注^{アハシマ}「檻」が存

せず。『丹表紙七行本』は標出語も見られない。『春林本』『榊原本』『前田本』『筑波大学本』『村口本』『毛呂氏旧蔵九行本』『陽明本』『天文十三年本』『八行大本』等、多くの伝本の注記は「檻^{アハシマ}也」である。

加部 255―6 高欄^{タカラン} 高楼檻^{タカウケ}

〔亀田本〕 40―4 高欄カウラン 檻ヲハシヤ 『下学集』 諸本の情況は前項のごとし。

加部 255 7 隔子カクシ

〔亀田本〕 40―2 隔子カクシ 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』は「格子カウシ」に作り、『丹表紙七行本』には標出語存せず。他本は『亀田本』と同じである。

加部 255 8 鴨居カモイ

〔亀田本〕 40―1 鴨居カモイ 『下学集』の『丹表紙七行本』に標出語存せず、他本は『亀田本』に同じ。

加部 256 1 竈カマド

〔亀田本〕 38―6 竈カマド 『下学集』の『毛呂氏旧蔵九行本』は「竈カマ」と傍訓「カマ」であるが、他本は「竈カマド」である。↓「辺部」112―4

加部 256 1 垣カキ 垣カキ 合其カキ 壁カヘ 角鼈カヘ 合紀

〔亀田本〕 39―1 垣カキ 垣カキ 二字義同 壁カヘ 『下学集』の『文明十一年本』は行間の書入れ部分に「垣牆 二字義」があり、挿入符に基づいて「壁カヘ」の上に入ることとなる。他本は『亀田本』に同じ。ただし『丹表紙七行本』は

「壁」のみ存し「垣牆」は存せず。

加部 256 1 廁カフヤ 即東司也 日本俗 因キソコ訓呼相似 呼ツ廁ツ云 高野可レ笑 又一説云 我朝高野山 縁カワヤト地形盡表 曼陀羅

義 不ツ令ツ入ツ々留メ不潔於此山 故糞屋必架ニ河上ニ 而流 不潔ツ也 由是 高野一山呼ニ東司ヲ 曰ニ河屋也 屏廁滅 罪 南方ノ釋氏呼ニ東司ヲ 虚空藏經云 若滅罪人 治ル廁コト八百日 能滅ス罪咎 釋氏要覽

〔亀田本〕 39―2 廁カフヤ 即東司也 然日本俗 因テ訓呼相似 呼ツ廁ツ云 高野ト可レ笑也 又一説云 我朝高野山 縁ニ地形 尽ク表スルニ 曼陀羅義 不レ令シテ人々々留メ不潔於此山 故糞屋 必架ニ河上ニ 而流 不潔ツ也 由レ此 高野一山呼ニ東

司^シ曰^{ハク}河屋^{カヱ}也 『下学集』には『広本節用集』の語注末尾の「屏廁減罪南方釋氏……釋氏要覽」の引用記事が存せず。『下学集』の注文は諸本略同。ただ『丹表紙七行本』は「故糞屋必架^{スシテ}河上^ニ而流^ス不潔^ス也」の部分に欠いてゐる。また「由^ユ此^コ」の表記を「由^ユ是^シ」に作る。「由^ユ此^コ」を「由^ユ是^シ」とするのは『下学集』の大半の伝本が斯く作る。『川瀬博士旧蔵二冊本』に限つては「廁^ツ俱東司也」と注するのみで特異である。

太部330-6 塔頭^{ツツチウ} 長老也 墓処^{ツカ}也

〔亀田本〕 38-4 塔頭 『下学集』の『文明十一年本』の傍訓は「塔頭^{ツツチウ}」である。他本は『亀田本』に同じ。

太部330-8 瀧口戸^{タキクチノト} 清涼殿北

〔亀田本〕 37-4 瀧口戸 清涼殿北 『下学集』は「家屋門」冒頭の「大内諸殿」(『亀田本』は「諸天」と作る借字)の語群中に見られ諸本大同である。『天文十三年本』の注文は「清涼殿之北」、『丹表紙七行本』は「清涼殿北也」に作る。他本は『亀田本』に同じ。

太部331-1 大極殿 小安殿 待賢門 内裡十二門内東面 達智門 同北面也 談天門 同西面也

〔亀田本〕 37-5 大極殿 小安殿 37-7 待賢門 38-1 達智門 37-8 談天門 『下学集』の「大内諸殿」に「大極殿」は認められ、「待賢門」「達智門」「談天門」は「大内十二門」中に存する語群中のものである。孰れも『下学集』が『拾芥抄』を典拠にした語である。「談天門」は『文明十一年本』『春林本』『筑波大学本』『榊原本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『陽明本』『村口本』『天文十三年本』『八行大本』『丹表紙七行本』等多くの伝本が「淡天門」に作る。『亀田本』のごとく「談門」に作るのは、他に『前田本』『毛呂氏旧蔵九行本』等が見受けられる程度である。これらの状況からしても『広本節用集』は『亀田本』に最も近似する。

太部331-2 臺所^{ダイドコロ} 盛^ル飯俗室^ヲ

〔亀田本〕38―5 臺所^{ダイシヨ} 『下学集』の『文明十一年本』『村口本』『前田本』等は傍訓が存せぬが、『筑波大学本』は「臺所^{ダイシヨ}」、その他多くの伝本は「臺所^{ダイシヨ}」と「ダイドコロ」（または「タイトコロ」）と施訓してをり、『亀田本』の「ごとく」「ダイシヨ」とする伝本は少ない。

大部331―2 對屋^{タイヤ}

〔亀田本〕38―7 對屋^{タイヤ} 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『前田本』『筑波大学本』『榊原本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『陽明本』『村口本』『毛呂氏旧蔵九行本』『天文十三年本』『丹表紙七行本』等多くの伝本の傍訓が「タイノヤ」となつてゐる。また殆んどの伝本は標出語のみにて無注であるが『丹表紙七行本』のみ「土民居所」との注記が見られる。『丹表紙七行本』の「對屋」の直前の「塗籠 土民之所居也」に牽引せられたるか。

大部331―2 椽^{クルキ} 又作「垂木 棚

〔亀田本〕40―2 椽^{クルキ} 又ハ垂木 39―7 棚^{クナ} 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『前田本』『榊原本』『筑波大学本』『天文十三年本』等の注文は「又垂木」にて、「又ハ」と「ハ」を送るのは『亀田本』の外「八行大本」など少ない。ただし『川瀬博士旧蔵二冊本』は「椽」（無注）であり、「棚」は標出字も存せず。『丹表紙七行本』は逆に「棚」は存するが「椽」は存せず。

禮部374―4 連子^{レンシ} 狹間^{サマ} 障子

〔亀田本〕40―2 連子^{レンシ} 狹間^{サマ} 『下学集』の『文明十一年本』は「連子^{レンシ} 狹間^{サマ}」であり、『亀田本』の「狹門」の「門」は「間」の誤写たることを識る。『丹表紙七行本』以外の伝本は『文明十一年本』に同じ。『丹表紙七行本』は略本であるので標出語を欠如してゐる。

曾部383―8 總門

〔亀田本〕 39―6 聡門^{ソウモン} 『下学集』の『文明十一年本』の標出語は「總門」に作り、『広本節用集』に一致する。『村口本』『筑波大学本』と『丹表紙七行本』は「総門」。『前田本』は「惣門」であり、他本は『亀田本』に同じ「聡門」である。

曾部 384―1 〔備〕 厠^{ツカハシラ} 律家呼^{リツカ} 二東司^{ニトウジ} 一云^{クニ} 二一^ト

〔亀田本〕 39―4 僧厠^{ソウツカハシラ} 律家呼^{リツカ} 二東司^{ニトウジ} 一云^{クニ} 二一^ト 『下学集』の『文明十一年本』『村口本』の注文は「律家呼^{リツカ} 二東司^{ニトウジ} 一云^{クニ} 二一^ト」に作る。『筑波大学本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』も「律家呼^{リツカ} 二東司^{ニトウジ} 一云^{クニ} 二一^ト」で末尾の「也」は無い。而かるに『春林本』はこの標出語を欠如する。他本は『亀田本』に同じで、『広本節用集』に一致する。

津部 410―4 局^{ツボチ} 女室^{メムロ}

〔亀田本〕 38―6 局^{ツボチ} 『下学集』の諸本に存するが、「女室」といふ注記は存せず。

津部 410―4 束柱^{ツカハシラ} 或作^ニ 短柱^ニ

〔亀田本〕 40―3 束柱^{ツカハシラ} 『下学集』の『文明十一年本』『榊原本』『春林本』『筑波大学本』『天文十二年本』『毛呂氏旧蔵九行本』は注記として「―或作短」とあり、『村口本』『陽明本』『八行大本』『丹表紙七行本』も「束或作短」とある。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「或作短」、『前田本』は「束或作短二字義同」とあつて、小異が認められる。『亀田本』のごとき無注のテキストは他にない。

津部 410―5 築地^{ツイヂ} 自^ニ 秦^シ 始皇^シ 之時^ニ 始也

〔亀田本〕 39―1 築地^{ツイヂ} 『下学集』は『丹表紙七行本』を除いて諸本に見られる。ただし諸本は標出字のみにて注記存せず。『丹表紙七行本』には標出字も存せず。

禰部 425-3 閨房^{ヲヤ}

〔亀田本〕 38-6 閨^{ヲヤ} 『下学集』の諸本に存するが、『丹表紙七行本』には標出字見られず。

奈部 433-7 内教坊 樂所

〔亀田本〕 37-6 内教坊 樂所 『下学集』は「大内諸殿」と「大内十二門」との間に置く。この標出語は諸本に見られる。『村口本』の傍訓は「ナイゲウバウ」。『八行大本』の注文は「樂處」に作る。また『天文十三年本』の標出字は「内坊」となつてゐる。

奈部 433-7 長押 或作「擲石」漢云「承塵」

〔亀田本〕 40-1 長押^{ナゲシ} 漢云「承塵」 『下学集』の諸本は大同であるが、『筑波大学本』の注文は「漢曰承塵」に作る。『丹表紙七行本』は「漢云承塵」也」と「也」を付す。他本は『亀田本』に同じ。

良部 448-6 欄干^{ランカン} 蘭干 蘭竿

〔亀田本〕 40-4 欄干^{ランカン} 『下学集』の諸本に見られるが、略本たる『丹表紙七行本』には欠如する。

良部 448-6 廊下^{ラウカ} 或作「廊架」

〔亀田本〕 39-1 廊架^{ラウカ} 『下学集』の「川瀬博士旧蔵二冊本」は「廊下」に作り、『広本節用集』に一致する。他本は『亀田本』と同じ「廊架」である。

宇部 468-4 温明殿^{ウシメイテン} 即内侍南殿東主上常居^{ニス}之

〔亀田本〕 37-2 温明殿^{ウシメイ} 即内侍所南殿東主上常居^{ニス}之 『下学集』は「家屋門」冒頭の「大内諸殿」の三番めに置かれ、諸本大同であるが、テキストによつては小異が見られる。『文明十一年本』の注文は「即内侍所南殿東主上常居^レ之也」と「也」を付す。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「南殿之東有政」、『丹表紙七行本』は「即内侍所南殿

東主居^{玉フ}」である。

宇部468-4 温室 風呂名也

〔亀田本〕39-2 風呂 湯殿也 日本俗呂作^ル 炉 大誤也 炉火器也 一一 温室^ト義同 『下学集』は『丹表紙七行本』

に標出語「風呂」が存せぬ以外、他本は『亀田本』に略同。

宇部468-5 宇立

〔亀田本〕40-1 宇立 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『天文十三年本』『筑波大学本』『川瀬博士旧蔵二冊

本』は「宇立」、『神原本』『八行大本』は「宇立」である。『丹表紙七行本』には存せず。

宇部468-5 梁^{ウツハリ} 宋^同 古文真寶^ニ 大木為^レ 梁 細木為^レ 桷

〔亀田本〕40-1 梁 『下学集』は『文明十一年本』の末尾に「宋^{ウツハリ} 梁也」とある。『丹表紙七行本』にこの標

出語は存せぬが、他本は「宇立」の直前に存する。

宇部468-5 厩^{ウマヤ} 馬屋 又驛

〔亀田本〕39-5 厩 『下学集』の『春林本』に「厩^{ウマヤ} 馬屋」と注文がある。『川瀬博士旧蔵二冊本』『八行大本』

の傍訓は「厩^{ウマヤ}」(無注)で、他本は「ムマヤ」あるいは無訓である。ここは『春林本』の語注が『広本節用集』

に一致する。

乃部490-6 柶^{ノキツケ}

〔亀田本〕40-2 柶^{ノキツケ} 木舞 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』には注文「木舞」は存せず。他本は『亀田本』

に同じ。

久部497-7 皇嘉門 禁裡十二門内南面

〔龜田本〕37―7 皇嘉門 以上南面也 『下学集』は「美福門 朱雀門 皇嘉門^{以上南面也}」とする。「大内十二門」とする中に含まれる。諸本『龜田本』と略同であるが、『陽明本』は「美福 朱雀 皇嘉 以上南面門也」とする。また『丹表紙七行本』の注文は「以上三南門也」とある。

久部497―7 庫裡^{ククリ} 又云庫司^{ククス}―院^{クイ}

〔龜田本〕38―5 庫裡^{ククリ} 『下学集』の「春林本」『毛呂氏旧蔵九行本』『前田本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』等の標出字は「庫裡」。他本は『龜田本』に同じ。

久部498―1 車宿^{クルマヤド}

〔龜田本〕39―5 車宿^{クルマヤド} 『下学集』の諸本に見受けられる。

久部498―1 樞^{クワ} 戸^ト

〔龜田本〕40―3 樞^{クワ} 『下学集』の『文明十一年本』の傍訓は「樞^{クワ}」、『天文十三年本』『川瀬博士旧蔵一冊本』は「樞^{クワ}」。『村口本』『毛呂氏旧蔵九行本』は「樞^{クワ}」、『前田本』『八行大本』は「樞^{クワ}」である。また『筑波大学本』は「樞^{トホツ}」、『春林本』は「樞^{クワ}」と左右両訓。『丹表紙七行本』は標出字存せず。『陽明本』『榊原本』は『龜田本』と同じ。

久部498―1 蝸室^{クワシツ} 蝸廬^{クワロ} 蝸舍^{クワセ} 蝸屋^{クワヤ} 蝸房^{クワボウ} 皆小家^{ケガヤ}義

〔龜田本〕39―7 蝸室^{クワシツ} 小家^{ケガヤ}義也 一廬―屋―舍 皆同義也 『下学集』の『文明十一年本』は「小家也 一廬―屋 一舍 比義同也」とあり、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「小家也 一廬―室―舍義也」、『村口本』は「小家義也 蝸屋 蝸舍 皆義同」と小異が見られる。『丹表紙七行本』は標出字存せず。他本は『龜田本』に同じ。ただし諸本共「蝸房」は存せず。

久部498-2 樽ク —桑神木也

〔龜田本〕40-5 樽ク 日本俗為葺屋之板不知本據也字書曰樽桑神日所出也『下学集』の諸本は大同である。『文明十一年本』の語注は「日本俗為葺屋板不知本拠也字書曰桑神木日所出也」、『前田本』は「日本俗為葺家之板不知本拠也字書曰樽桑神木日所出也」とある。『榊原本』は「日本俗書桑神木日所出也」とやや簡略になつてゐる。多くの伝本は『前田本』と同じであるが、『丹表紙七行本』は注記末尾に反切注を付してゐる。即ち「日本俗為葺屋板不知本拠也字書曰樽桑神木日所出樽附俱切云」と見られる。

也部554-7 陽明門 大内十二門内東面也

〔龜田本〕37-6 陽明門 『下学集』は「大内十二門」として「陽明門」以下「達智門」までを列挙する。『龜田本』は「陽明門」の右肩に小字にて「大内十二門」と記す。その後「陽明門 待賢門 郁芳門 以下東面也」とある。『文明十一年本』『筑波大学本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『丹表紙七行本』『天文十三年本』には「大内十二門」または「十二門」の標示存せず。『春林本』『八行大本』は「陽明門二門」と注文の位置に割注の形式で示され、『前田本』は「陽明門」の直前に一標出語の形態を採り、「大内十二門」の如くする。『村口本』は「陽明門」の直上に「内教坊所樂」と「大内十二門」と「内教坊」の注記の続きとも見紛へさうな位置に標示する。『陽明本』は「陽明 待賢…偉鑑 達智以上北面門合十二門也」と十二門名の最末尾の注文の位置に「合十二門也」と付加してゐる。

也部554-7 遺戸ヤリド 或作二像戸ヤリト

〔龜田本〕40-3 遺戸ヤリト 『下学集』の諸本に「遺戸」（無注）に存する。

末部567-1 窓マド 合紀 曼它 櫺マド 牖マド 同

〔龜田本〕38―7 窓^{マド} 牖^ト 二字同義 『下学集』は『丹表紙七行本』を除いて、他本は『龜田本』に略同。『丹表紙七行本』は「牖」のみ存し「窓」は存せず。

計部589―3 桁^{ケツ} 見^ミ韻府^ニ

〔龜田本〕40―2 桁^{ケツ} 見^ミ韻府^ニ 『下学集』は諸本『龜田本』に略同。『丹表紙七行本』の如く「見^{イシ}韻府^ニ也」と語注末に「也」を付する伝本もある。

不部618―6 文庫^{ブンコ} 書籍^{シヨシヤク} 藏也

〔龜田本〕38―5 文庫^{ブンコ} 『下学集』の諸本に「文庫」（無注）が認められる。

不部618―6 風呂^{フロ} 湯殿^{ユド} 也 日本俗呂作^ヲ 爐^ロ 大誤也 爐^ハ 香火器也 一^ハ 者^ハ 温室義^ト 同

〔龜田本〕39―2 風呂^{フロ} 湯殿^{ユド} 也 日本俗呂作^ヲ 爐^ロ 大誤也 爐^ハ 火器也 一^ハ 者^ハ 温室義^ト 同 『下学集』の『前田本』の注記は

「湯殿也 日本俗風呂 温室義同 呂作爐 大誤也 爐^ハ 火器也」に作る。これの「濕」は「温」の誤字。『毛呂氏旧藏九行本』は『前田本』と同注であるが「温室義同」とある。多くの伝本が『龜田本』と略同。

古部652―5 鴻臚館^{コウロクワン} 又云^ニ 一寺^ト 異國使者居^レ 之 又呼^フ 異國使者^ト 曰^ク 一卿^ト 也

〔龜田本〕38―3 鴻臚館^{コウロクワン} 又云^ニ 一寺^ト 異國使者居^レ 之 又呼^フ 異國使者^ト 曰^ク 一卿^ト 也 『下学集』の『龜田本』の末尾の「即」は「卿」の誤写。『前田本』の注文は「又云鴻臚寺 異國使者居^レ 之 呼^フ 異國使者^ト 云鴻臚卿也」と小異が存するものの略同。『丹表紙七行本』は注文末尾の「也」が存せず。他本は『龜田本』に一致する。

古部653―5 健兒所^{ケンニ} 中間衆所^{カネノ} 居也

〔龜田本〕39―6 健兒所^{ケンニ} 中間之所^{カネノ} 居^ル 『下学集』の『天文十三年本』は語注末尾に「也」を付して「中間之所^ニ 居^ル也」とある。他本は『龜田本』と略同。

古部653―6 後架 放小便^ツ所也

〔亀田本〕39―5 後架 放尿小便^ツ処也 『下学集』の『文明十一年本』『春林本』『村口本』『前田本』『毛呂氏旧蔵

九行本』の注文は「放尿処也」。『陽明本』『天文十三年本』『榎原本』『筑波大学本』等は語注末の「也」がない。

『川瀬博士旧蔵二冊本』の注文は「尻処」であり、また『八行大本』は標出字が「后架」にて注文は「放尿処也」。

『丹表紙七行本』には標出語が見られない。『広本節用集』は『亀田本』に近い。

古部653―6 小屋 土民^ノ所居

〔亀田本〕39―6 埴生小屋^{ハニフノコヤ} 土民^ノ所居 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』は注文「民屋也」で『丹表紙七行本』

は「埴生戸屋^{ハニフノコヤ} 賤人居^ノ処」である。他本は『亀田本』に同じ。

古部652―6 柶^{コヤ} 或作木舞^ト

〔亀田本〕40―2 柶^{コヤ} 木舞 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』は「柶^{コヤ}」(無注)であるが、他本は『亀田本』

に同じ。

江部698―8 縁^{ヘリ} 戸之外之板敷 (標出語の傍訓は「へり」であるが、その右傍に朱筆にて「エン」とある。)

〔亀田本〕40―6 縁^{ヘリ} 板敷也 『下学集』の『陽明本』は「板敷」に「也」を付せず。『毛呂氏旧蔵九行本』の注文

は「板敷也云々」。『川瀬博士旧蔵二冊本』は「戸外之板敷也」と『広本節用集』に最良本文となつてゐる。『広本

節用集』の拠つた『下学集』は斯様な注記を有してゐたのであらう。なほ『八行大本』と『丹表紙七行本』とは

標出語が存せず。

天部713―3 天井^{シヤウ} 家中

〔亀田本〕39―7 天井^{シヤウ} 『下学集』の『丹表紙七行本』に欠如する以外は諸本に「天井」(無注)が存する。

天部713―5 店屋 見世棚也

〔亀田本〕 38―4 店屋^{テンヤ} 39―7 見世棚^{ミセダケ} 『下学集』の『丹表紙七行本』は「店屋 出^ス賣物^{ウツモノ}」処」の注記を有つ。『川

瀬博士旧蔵二冊本』には標出語「見世棚」が存せず。他の伝本は『亀田本』に同じ。『広本節用集』は『下学集』

の「店屋」と「見世棚」とを斯く纏めたものか。

天部713―6 亭^{テイ}
ウテナ

〔亀田本〕 38―7 亭^{テイ} 『下学集』の『文明十一年本』は行間の書入れ中に存する。『川瀬博士旧蔵二冊本』『榊原本』

『前田本』『陽明本』の傍訓は「テイ」。他本は『亀田本』と同じく傍訓「チン」である。

安部743―8 安嘉門 大裡十二門之内北面也

〔亀田本〕 38―1 安喜門 『下学集』の諸本は「安嘉門」に作る。かつ「アンカ」と付訓する。ただし『天文十三

年本』の傍訓は「安^{アン}嘉^キ門」とする。『亀田本』は「大内十二門」の最後の語群に「安喜門 偉鑑門 達智門 已上

北面也」とある。「安喜門」の「喜」は「嘉」の誤写か。

安部744―1 庵^{エン}室^{シヤ} 小寺義也

〔亀田本〕 38―4 庵室^{アンシヤ} 『下学集』の『筑波大学本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『春林本』は標出語の字体「菴室」に作

る。『丹表紙七行本』には標出字存せず。

安部744―1 四阿屋^{アツマヤ}

〔亀田本〕 38―4 四阿屋^{アツマヤ} 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』の標出字は「吾妻屋^{アツマヤ}」とある。他本は「四阿屋」

に作る。

安部744―1 足代^{ソコヨ}

〔亀田本〕40―5 足代^{アシヨロ} 『下学集』の『前田本』の傍訓は「足代^{アシヨロ}」である。『陽明本』は「足代」と無訓であるが、

他本は「アシシロ」である。

安部744―1 亭^{アバラヤ} 訓云「阿波羅耶」 ↓『広本節用集』の「天部」713―6「亭^{テイ}」（『亀田本』38―7）参照。

安部744―2 叉庫^{アゼクラ}

〔亀田本〕39―5 叉庫^{アゼクラ} 『下学集』の『筑波大学本』の傍訓は「叉庫」、他本は「アゼクラ」である。

左部773―1 蒼龍樓^{サウレウロウ} 十二堂

〔亀田本〕37―5 蒼龍樓^{サウレウロウ} 十二堂 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』には「十二堂」の注記存せず。

左部773―1 藻壁 禁裡十二門内西面（『広本節用集』ここは「藻壁門」の「門」を付せず。）

〔亀田本〕37―7 藻壁門^{サウベキ} 殷富門^{インフ} 以上西面也 『下学集』の「大内十二門」の一つに含まれる。

左部773―2 地^チ 所置^{サツ}「塩噌」也 或作「淨地^{サツチ}」字^ジ 此義尤可也

〔亀田本〕38―5 雑地^{ザウチ} 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』には標出字「雑地」を欠如する。他本は『亀田本』

に同じ。

左部773―2 棧敷^{サンキ} 見物假屋^{モノカヤ}

〔亀田本〕38―7 棧敷^{サンキ} 『下学集』の『文明十一年本』は行間書入れ部分に存せり。『筑波大学本』『前田本』『八行

大本』『春林本』の傍訓は「サンジキ」。他本は「サジキ」である。

幾部810―6 凝華舎^{キョウカワヤ} 梅壺^{ムメツボ}

〔亀田本〕37―4 凝花舎^{キョウカワ} 梅壺^{ウメ} 『下学集』の『丹表紙七行本』は「凝花舎^{キョウカワ} 梅壺也」と「也」を付す。

幾部810―6 禁掖^{キンエキ} 指^{サシ}「禁裡」又云「禁中禁闈」

- 〔龜田本〕38―2 禁掖^{キンエキ} 上同〔上同〕とあるので直上の語を示す。鳳闕^{ホウケツ} 指^シ禁裡^{キンリ}。『下学集』の『文明十一年本』には「禁掖 指禁裏」とある。『前田本』は「禁掖 掖^ハ指禁裏」と大同であるが表記に小異が見られる。『春林本』『筑波大学本』『村口本』『川瀬博士旧蔵二冊本』は「上同」「同」「同上」などとして「龜田本」に略同。『陽明本』は「鳳闕 禁掖 北闕 以上皆指禁裏」と形式は異なるものの同注である。『天文十三年本』『八行大本』『毛呂氏旧蔵九行本』等は『文明十一年本』に近い。『丹表紙七行本』は「禁掖 指^チ内裡^チ」と「禁裡^裏」を「内裡」とする。これは他本と少し距離がある。
- 幾部810―7 木戸^{キド} 柴門也 或作「城戸」
- 〔龜田本〕39―5 木戸^{キド} 『下学集』の諸本に「木戸」（無注）が認められる。
- 由部858―3 郁芳門^{ユウハウモン} 禁裡十二門内東面
- 〔龜田本〕37―6 郁芳門 以上東面也 『下学集』の『龜田本』は「大内十二門」の内の最初の「陽明門 待賢門 郁芳門」を「東面也」と注記する。諸本略同。
- 女部871―3 眼藏^{メンザウ} 室中也 或作「眼床^{メンザウト}」寝処也
- 〔龜田本〕38―5 眼藏^{メンザウ} 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』の標出字は「眼床^{メンザウ}」で表記が特異である。他本は「眼藏」である。
- 美部887―8 見世棚^{ミセタナ} 〔天部713―5 店屋 見世棚也〕
- 〔龜田本〕39―7 見世棚^{ミセタナ} 『下学集』の『龜田本』38―4に「店屋」あり。諸本「見世棚」（無注）である。
- 之部907―5 紫宸殿^{シシデン} 禁裡南殿
- 〔龜田本〕37―2 紫宸殿^{シシデン} 南殿 『下学集』の『龜田本』は「紫宸殿」の右肩に小字にて「大内諸天」とある。「天」

は「殿」の借字。『丹表紙七行本』の注文は「南殿也」と「也」を付す。他の諸本は『亀田本』に同じ。

之部907-5 真言院 御修法在^レ之

〔亀田本〕37-6 真言院 御修法在^レ之 『下学集』の『村口本』の注文は「御修法有^レ之」であるが、他本は『亀田本』に同じ。

之部907-5 淑景舎 桐壺

〔亀田本〕37-3 淑景舎 桐壺 『下学集』の『文明十一年本』『川瀬博士旧蔵二冊本』『榊原本』『天文十三年本』の傍訓「淑景舎」。『春林本』『筑波大学本』は「淑景舎」。『村口本』は「淑景舎」である。『丹表紙七行本』は「淑景舎 桐壺也」となつてゐる。

之部907-6 襲芳舎 雷鳴壺也

〔亀田本〕37-4 襲芳舎 雷鳴 『下学集』の『文明十一年本』は「襲芳舎 雷鳴壺」、也の『春林本』『陽明本』『毛呂氏旧蔵九行本』『天文十二年本』等を始めとする殆んど伝本の『広本節用集』と同注。『亀田本』のみ注文末尾の「壺」字を欠如する。

之部907-6 朱雀門 禁裡十二門内 南面

〔亀田本〕37-7 朱雀門 『下学集』の『亀田本』に「大内十二門」とする中に「美福門 朱雀門 皇嘉門 以上南面也」と見られる。諸本も同じ。『丹表紙七行本』の注記は「以上三南門也」と小異あり。

之部907-6 寢殿

〔亀田本〕38-2 寢殿 『下学集』の『文明十一年本』は「宜殿 指禁裡」とし、上欄外に「寢欵」と訂する。『丹表紙七行本』は「寢殿 内裡」、『川瀬博士旧蔵二冊本』は「寢殿 同上(禁裡也)」。他本は『亀田本』と同じ「寢

殿」(無注)である。

之部907-8 書院^{シヨエン} 看^{ミル}文録^ブ二処

〔亀田本〕38-4 書院^{シヨエン} 『下学集』の諸本は『亀田本』と同じであり、語注は存せず。

之部908-3 敷居^{シキイ} 鴨居^{シキイ}―

〔亀田本〕40-1 敷居^{シキイ} 『下学集』は「鴨居 敷居」の語訓となつてをり、『広本節用集』の注文はこれを反映させたもの。ただし『丹表紙七行本』は欠如する。これは「闕」の後「長押」までの、『亀田本』で言へば「天井 鴨居 敷居」の連続せる三語を欠くためである。また『村口本』は「鴨居」と「長押」の間に位置する「敷居」を欠如する。他本は『亀田本』と同じ「敷居」(無注)である。

之部908-2 蔀^{シトミ} 戸也^{シトミ} 歩口切^ホ 王弼曰覆暖障^{ササル}「光明」物

〔亀田本〕40-3 蔀^{シトミ} 歩口反^{シトミ} 玉弼曰^ク覆暖障^{ササル}「光明」物也 『下学集』の『前田本』の語注は「歩口切 王弼曰 覆暖障 光明之物也 又普厚切」として、他本が反切注を「歩口反」とするのを「歩口切」としてゐる。斯く「切」に作るの他に『川瀬博士旧蔵二冊本』と『丹表紙七行本』とである。『川瀬博士旧蔵二冊本』は反切注「歩口切」のみにて漢文注は存せず。『丹表紙七行本』は「歩口切 王弼曰^ク覆^{マク}暖^{マク}障^{マク}」と「暖」を「瞬」に作る。『天文十二年本』の語注は反切注「歩口切」を欠く。『前田本』の注文末尾に「又普厚切」と付加する。因みに『下学集』の注文を『広韻』に基づき検索するに「蔀菜齊也 易云豊其蔀 王弼曰 蔀覆暖障光明之物 亦音割」との注記が見られる。『聚分韻略』は『広韻』の注文の中の「易云豊其蔀」を引用するのみにて、以下の漢文注は引用しない。『前田本』に付加した「普厚切」は「割」字(上声・夔韻)の注文「判也 又普厚切」をさながらに承けたものであることを識る。『下学集』の反切注については別稿を用意する。

比部1027-6 美福門^{ヒフクモン} 禁裡十二門^{ヒツクモリ}内南面

〔亀田本〕 37-6 美福門 朱雀門 皇嘉門 以上南面也 『下学集』の「亀田本」は「大内十二門」の中の「南面」の三門を斯く列挙する。諸本の注記も同じであるが、『丹表紙七行本』は「以下三南門也」と注する。

比部1027-6 白虎楼^{ヒヤッコロウ} 御神楽在^レ之

〔亀田本〕 37-5 白虎楼^{ヒヤッコロウ} 『下学集』の『丹表紙七行本』に注文「清暑堂御神楽在之」とあり、後半部分は『広本節用集』に一致する。他本は無注である。

比部1027-6 飛香舍^{ヒカウシヤ} 藤壺

〔亀田本〕 37-3 飛香舍 藤壺 『下学集』の『丹表紙七行本』のみ「藤壺也」と「也」を付す。他本は『亀田本』と同じ。

比部1027-7 桧皮莫

〔亀田本〕 40-5 桧皮茸 『下学集』の『丹表紙七行本』には標出語見られず。他本には存せり。

比部1027-7 庇^{ヒサシ} 廂^同 二字義同

〔亀田本〕 38-7 庇 廂 二字義同 『下学集』の『川瀬博士旧蔵二冊本』は「庇 廂 二字同」とあり、『亀田本』と略同。『丹表紙七行本』には標出語存せず。他本は『亀田本』と全同である。

世部1079-8 清暑堂 御神在^レ之

〔亀田本〕 37-5 清暑堂 御神楽在^レ之 『下学集』の『村口本』の注文は「御神楽有之」、『筑波大学本』は「御神楽有」。『丹表紙七行本』は「白虎楼^{清暑堂御神楽在之}」の如く「白虎楼」の注文の位置に小字双行で書かれてゐる。他の諸本は『亀田本』に同じ。

世部1079―8 昭陽殿^{セウヤウテン} 梨壺 東宮御座

〔龜田本〕 37―3 昭陽舍^{シウヤウシャ} 梨壺 東宮御坐 『下学集』の『文明十一年本』『丹表紙七行本』『村口本』『天文十三年

本』は「昭陽舍 梨壺 東宮御座」と「座」に作る。他本は『龜田本』に同じ。

世部1080―1 背戸 日本民呼^ニ後闈^ト云^ニ「^ト」

〔龜田本〕 39―6 背戸 『下学集』の諸本も『龜田本』と同じく「背戸」（無注）である。

世部1080―1 西浄^{セイシヤウ} 東司也 唐土辞也

〔龜田本〕 39―2 西浄^{セイシヤウ} 東司 『下学集』の『八行大本』は傍訓が「セイチャウ」と「ジ↓ヂ」（四つ仮名混同）。

『丹表紙七行本』は標出字を欠如する。

寸部1122―1 簀子^{スソ} 玉篇云 側革切 簀也 棧也

〔龜田本〕 39―1 簀子^{スソ} 『下学集』の『文明十一年本』は行間書入れ部分に存せり。『丹表紙七行本』には欠如する

が、その他の伝本には見受けられる。

寸部1122―1 透垣^{スイカキ} 又作^{スイカキト}「洗牆」

〔龜田本〕 39―1 透垣^{スイカキ} 透或作洗 『下学集』の『天文十三年本』『毛呂氏旧藏九行本』の注文は「^レ或作^レ洗」で

あり、『川瀬博士旧藏二冊本』の注文は「^レ字或作^レ洗」と小異がある。『丹表紙七行本』には標出字存せず。『筑波大学本』は標出字のみにて語注存せず。『文明十一年本』は行間の書入れ中に見られる。他本は『龜田本』に同じ。